

ハンドマイク街頭演説原稿例 憲法違反の「国葬」は中止を

二〇二二年九月九日 日本共産党埼玉県委員会・作成

ご近所のみなさん、こんにちば。日本共産党です。本日はこの場所をお借りして、日本共産党の政策を訴えさせていただきます。しばらくの間ご協力をお願いいたします。

みなさん、岸田自公政権は、安倍元首相の「国葬」を九月二十七日に、閣議決定で強行しようとしています。日本共産党は、実施の根拠となる法令がないばかりか、憲法違反である「国葬」に反対し、中止を強く求めます。

安倍元首相「国葬」のどこが憲法違反か。一つは、安倍元首相だけを特別扱いするもので、「法の下の平等」という憲法の原則に反することです。岸田首相は、安倍元首相の在任期間が憲政史上最も長いことなどを「国葬」の理由にあげていますが、いずれも「国葬」にする理由とはならないものばかりです。結局のところ、岸田内閣や自民党の政治的な思惑や打算によって、安倍元首相を特別扱いしようとするものだと言わざるを得ません。あまりに身勝手なやり方ではないでしょうか。

憲法違反の二つめは、「国葬」が国民に安倍元首相への弔意を強制するものとなり、憲法が保障する思想・良心の自由に反することです。安倍元首相の突然の死に対する思いは、人によってさまざまです。それが、大々的に「国葬」という儀式が行われれば、日本社会全体に同調が迫られ、安倍元首相への弔意を押し付けられることとなります。国民一人ひとりの心の中に踏み込むことは、国がもつともやってはいけないことではないでしょうか。みなさん、現在の日本には、「国葬」について定めた法律はありません。戦前には国葬について定めた法律がありましたが、日本国憲法の精神とは相容れないとして、戦後に効力を失いました。内閣が閣議決定などで決定できるのは、法律を実行するために必要なことながら、法律の範囲内で内閣に任せられていることです。法律の根拠がないことを閣議決定で決め、明らかにされているだけでも約17億円もの多額の予算を使うなど、法治主義の原則を壊す暴挙です。こんなことが認められては、時の内閣は法律を無視して、なんでも勝手にできるようになってしまいます。断じて許すわけにはいきません。

そしてみなさん、安倍元首相の「国葬」は、憲法違反の安保法制Ⅱ戦争法の強行をはじめとするかずかずの暴政、貧困と格差を広げた「アベノミクス」、森友・加計・桜を見る会などの国政私物化疑惑を国として認めることとなります。さらに、反社会的カルト集団である統一協会との癒着がもつとも深刻な政治家の一人であった安倍元首相の罪と責任を免じることにつながります。このように二重三重の害悪をもたらす安倍元首相の「国葬」を中止させるため、日本共産党は全力で頑張ります。みなさん、「国葬」やめよの声を、ごいっしょにあげましょう。

スクープ連発で広く注目をあつめている「しんぶん赤旗」を、この機会にぜひご購読いただきますよう最後にお願いたしました。この場所をお借りしての日本共産党の政策の訴えを終わります。ご協力ありがとうございました。(了)